



◆実践コラム◆

『消費税率上昇分の価格転嫁の重要性』

尾川 充広 (銀行融資プランナー協会 財務アドバイザー)

◆お役立ち情報◆

『「ものづくり小規模事業者等人材育成事業」について』

今西 章 (社労士 銀行融資プランナー協会 財務アドバイザー)

◆実践コラム◆  
消費税率上昇分の価格転嫁の重要性

尾川 充広

4月から消費税が8%になりました。特に小売業を営む事業者様にとつては大きな影響があります。しかし、私が毎日昼食を取っている飲食店街では、4月1日以降も料金が改定されていらないお店も少なくありません。なぜでしょうか。

お店の外に、価格の入った看板を掲げているお店があります。看板を作り変えるとなれば、新たな費用が必要でしょう。店の中に入ると、壁一面にメニューと料金が書かれた短冊が張り巡らされています。全てを書き換えるとなると大変な労力です。

テーブルに置かれたメニューブックも同じです。対処しなければならぬ問題は他にもあります。つり銭の準備や会計時の煩雑なオペレーションを考慮して、10円単位で料金を設定している飲食店が殆どです。円単位の価格変更に対応するためには、オペレーションそのものの変更が必要で、人員と資金に余裕の無い小規模店舗では、消費税増税への対応が困難な現実があるようです。

内税で価格を表示している場合、3%の増税を価格に転嫁できなければ、単純に売上高が3%減少したことになります。月商250万円、年商3,000万円の飲食店の場合、年間90万円の売上減少です。ランチ700円のお店であれば、年間1,285人分のランチ売上が減失することになります。決して小さな数字ではありません。

仮に原価率が30%の飲食店とした場合、粗利益率は約1%も低下します。年間30万円、毎月2万5千円の粗利益が減少することになります。営業利益率が2%であれば、毎月の営業利益が5万円、2万5千円に半減します。一般飲食店の業界平均営業利益率はマイナスですので、実際には赤字幅が拡大した飲食店が多いはず

です。対応が困難とはいえ、利益を半減させてまで、赤字幅を拡大させてまで消費税を価格に転嫁しない理由など本当にあるのでしょうか。十分に儲かっているならば、お客様の利益を守るという美しい経営哲学もわかりますが、お客様の利益を守る一方で自分が赤字を出しては、そもそも継続できません。

変化を嫌い、ただ何となく価格を据え置くという経営からは早期の脱却が望まれます。まずは、「消費税を価格に転嫁できなかった場合、利益がいくら減少するのか」という明確な数字を掴むところから始めましょう。

自社の場合、消費税を転嫁できなかったら営業利益がいくら減少するのか?といった経営シミュレーションをご希望される方は、是非当事務所までご相談ください。

◆お役立ち情報◆  
「ものづくり小規模事業者等  
人材育成事業」について

今西 章

ものづくり小規模事業者等人材育成事業をご紹介します。

これは、ものづくり小規模事業者等のうち、製造現場において中核として働く人材に本事業で指定する講習等を受講させる者に対して、受講料、旅費等の一部を補助するというものです。従業員の教育訓練をご計画の製造業の方は、ご検討ください。

※ 「ものづくり小規模事業者等」とは、製造業を営む者で資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下(ゴム製品製造業は900人以下)の会社及び個人を指します。

※ 「製造現場において中核として働く人材」とは、製造現場において概ね5年以上の経験を有する者であつて、現在または近い将来において、社内で人材の育成に従事する者を指します。

※ 「本事業で指定する講習等」とは、現場改善、技能・技術の習得を目的として国が認定した講習で200以上のコースがあります。(事務局の一般財団法人製造科学技術センターのホームページから確認できます。)

■補助対象経費

(1) 受講料

受講する講習ごとに設定された受講料(飲食代や懇親会費等が含まれている場合は、その部分の費用相当分は除かれます。)  
※ 補助金交付決定前に支払われた受講料は対象になりません。

(2) 旅費および宿泊費

社内規定あるいは実費により支給されます。(宿泊費は宿泊地域によつて上限があります。)

■ 補助上限額等  
補助対象経費の2/3以内  
(1事業者あたりの上限50万円)

■ 募集期間  
募集は平成26年3月31日から始まっています。  
募集の締切りは9月上旬の予定です。が、予算がなくなり次第終了となります。

■ 詳細ページ  
一般財団法人製造科学技術センターのホームページ <http://www.nstc.or.jp> から確認できます。

応募書類の提出後、書類審査により採択が決定され、補助金交付決定が決まるまでには日数もかかります。補助金の申請は早めにご準備ください。最後まで読んでいただき、ありがとうございました。

銀行融資プランナー協会マガジン

- 本情報の信頼性の向上には最善を尽くしていますが、その正確性を保証するものではありません。
- 銀行対応に関するご相談、税制・補助金・助成金に関するご相談は、銀行融資プランナー協会正会員事務所にて承っております。お気軽にご相談ください。
- コラムに関するご意見、ご感想、経営に関するご相談などございましたら、下記までお問合せください。

一般社団法人銀行融資プランナー協会事務局

大阪市中央区船場中央1-4-3-221・222号 (GPC-Tax本部内)

TEL : 06-6260-0022

MAIL : info@good-tax.jp

URL : http://www.bankfinancial-planner.com/